

平成26年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名		在宅高齢者家族支援事業 (在宅寝たきり高齢者等介護見舞金)				事業開始年度		平成2年度									
上位施策名		高齢者の生活支援と社会活動への参加の促進				担当局		健康福祉局									
根拠法令等		高松市在宅寝たきり高齢者等介護見舞金支給要綱				担当課		長寿福祉課									
実施の背景		高齢化が進み、介護を必要とする高齢者が増加傾向にあることから、順次、在宅福祉サービスが開始される中、寝たきり高齢者等を介護する人への支援として、平成2年度より本事業がスタートした。															
目的 (どのような状態にしたいのか)		介護見舞金を支給することにより、寝たきり高齢者等を常時介護している方を支援し、労をねぎらうことで、高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けられるようにする。															
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	要介護状態区分が要介護4又は5である寝たきり高齢者等と同居し、在宅で常時介護している方(寝たきり高齢者等、介護者ともに市内に1年以上住所を有していること)															
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金															
	事業内容 (手段、手法など)	介護者が提出する、民生委員・介護支援専門員等の証明を受けた申請書に基づき、その内容を精査し、毎年9月及びその翌年の3月にそれぞれ支給要件の該当月分までを支給する。 支給額：寝たきり高齢者等一人につき月額6,000円															
	関連事業 (同一目的事務事業等)																
コスト		26年度(予算)			25年度(決算)			24年度(決算)			23年度(決算)						
	事業費合計	58,752	千円	50,136	千円	50,682	千円	88,884	千円								
	事業費内訳 (平成25年度分)	【扶助費】 在宅寝たきり高齢者等介護見舞金 50,136千円															
	人件費	0.5	人	3,620	千円	0.5	人	3,620	千円	0.5	人	3,721	千円	0.5	人	3,780	千円
	総事業費	62,372	千円	53,756	千円	54,403	千円	92,664	千円								
財源内訳	国県支出金			千円			千円			千円			千円				
	地方債			千円			千円			千円			千円				
	その他特財			千円			千円			千円			千円				
		その他特財の内容															
	一般財源	62,372	千円	53,756	千円	54,403	千円	92,664	千円								
	財源合計	62,372	千円	53,756	千円	54,403	千円	92,664	千円								

平成26年度高松市公開事業評価 事業シート					
事務事業名	在宅高齢者家族支援事業 (在宅寝たきり高齢者等介護見舞金)			事業開始年度	平成2年度
対 象 数	【対象指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度
	介護保険要介護(4、5)認定者数	人	4,924	4,344	4,555
	介護保険要介護(4、5)認定者数(在宅)	人	2,786	2,186	2,400
活動実績	【活動指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度
	在宅寝たきり高齢者等介護見舞金支給人数	人	884	888	1,423
成果目標 (目標設定理由等)	<p>・在宅認定者率(要介護4、5) 目標値 55%程度の維持 (在宅認定者率=要介護4、5認定者のうち、在宅介護が可能な条件のそろう介護者がいる率でもあり、この比率が維持できることが、高齢者が住み慣れた地域で安心安全に暮らし続けられていることにつながるため)</p>				
成 果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度
	在宅認定者率(要介護4、5)	%	56.6	50.3	52.7
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>平成2年から実施していた本事業であるが、年々事業費が増大していたことに加え、身体要件についても支給基準があいまいであったため、平成24年度に事業の見直しを行い、現在に至る。 今後も引き続き、高齢者を介護する家族支援を継続することにより、高齢者の、住み慣れた在宅での生活を支援する。</p>				
住民意向分析	<p>平成25年度に実施した「高齢者の暮らしと介護についてのアンケート」において、必要である(「今後も必要である」、「どちらかといえば必要である」を合わせた割合)と回答した人が約77%となっている。</p>				
類似都市の状況	別紙のとおり				
備 考					

## 在宅高齢者家族支援事業 （在宅寝たきり高齢者等介護見舞金）

### 1 事業概要

**目的** 在宅の寝たきり高齢者又は認知症高齢者を常時介護している者に対し、介護見舞金を支給することにより、介護者の日常生活の負担軽減を図り、もって高齢者福祉の増進に寄与する。  
（要綱第1条）

**定義** 「寝たきり高齢者等」  
 (1) 市内に1年以上住所を有する65歳以上の在宅の者  
 (2) 要介護状態区分が要介護4又は要介護5のいずれかに該当する旨の認定を受け、その効力を有する期間内にあること。  
 「介護者」  
 (1) 市内に1年以上住所を有する者  
 (2) 寝たきり高齢者等と同居する者で、寝たきり高齢者等を在宅で常時介護している者。ただし、寝たきり高齢者等と別居し、1日のうち半日以上常時介護している者は、同居しているものとみなす。  
 （要綱第2条）

**支給内容** 見舞金は、寝たきり高齢者等を介護した期間について、毎年9月及びその翌年の3月にそれぞれ当該月分までを支給する。  
 支給額・・・寝たきり高齢者等1人につき月額 6,000円  
 ただし、月の中途において受給資格が発生し、又は消滅した場合の介護期間は、それぞれ1か月とみなす。  
 1か月以上の入院や半月以上のショートステイ利用は、届け出により受給対象外とする。  
 （要綱第4条）

### 2 今までの経緯と現状

年 度	内 容
平成2年	事業開始。寝たきり、認知症高齢者を在宅で介護している者に対し、年額2万円を給付。所得要件は、生計中心者の前年分所得が700万円以下。民生委員の証明が必要。
平成5年度	年額4万円に増額。
平成6年度	月額5千円（年額6万円）に増額。生計中心者の前年分所得を800万円とし、対象者を拡大。
平成10年度	月額6千円（年額7万2千円）に増額。
平成20年度	証明者に医師を追加。

高齢者人口の増加により、年々事業費が増大していたことに加え、支給基準があいまいであったことなどから、平成24年度、事業の見直しを行った。

## 在宅高齢者家族支援事業（在宅寝たきり高齢者等介護見舞金）

### 見直し前

支給年額 72,000円  
 所得要件 生計中心者の前年所得が800万以下  
 高齢者の身体要件 6か月以上寝たきりか認知症等  
 証明 身体要件と同居の事実について、  
 民生委員又は医師が証明

平成23年度事業費  
88,884千円

### 見直し後

支給年額 72,000円  
 所得要件 なし  
 高齢者の身体要件 要介護状態区分が要介護4又は5  
 証明 同居の事実について、民生委員、介護  
 支援専門員、地域包括支援センター  
 職員、老人介護支援センター  
 職員が証明

平成24年度事業費  
50,682千円

所得要件については、本事業の目的が介護者の日常生活の負担軽減（労をねぎらう）を図ることであるため、事業の見直し時に廃止した。

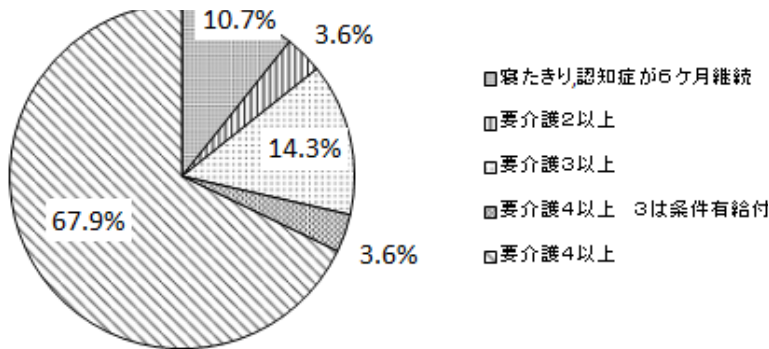
### 3 他市の状況

平成23年2月に実施した中核市（近隣市である徳島市を含む40市）に対する調査

#### 1. 寝たきり高齢者等介護見舞金支給制度の有無

同様の制度を実施しているのは、回答のあった40市中28市であった。（70%の市で実施）

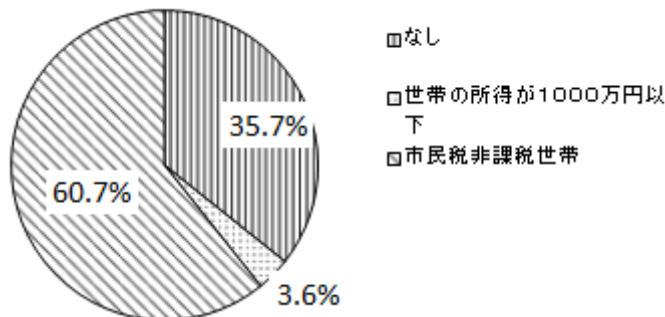
#### 2. 身体要件



身体要件	都市数
寝たきり認知症が6ヶ月継続	3
要介護2以上	1
要介護3以上	4
要介護4以上 3は条件有	1
要介護4以上	19
計	28

制度のある市のうち、身体要件を要介護4としている市が67.9%を占めており、要介護3以上（要介護3については条件有の市を含む）としている市が85.7%であった。

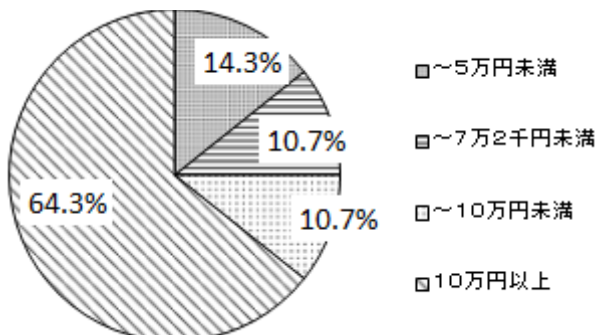
#### 3. 所得要件



所得要件	都市数
なし	10
世帯の所得が1000万円以下	1
市民税非課税世帯	17
計	28

所得制限なしの市が制度のある市のうち35.7%、市民税非課税世帯の限定しているのが60.7%であった。

#### 4. 支給金額（年額）



支給金額(年額)	都市数
～5万円未満	4
～7万2千円未満	3
～10万円未満	3
10万円以上	18
計	28